

表－25 最終処分場の設置状況(平成21年度末現在)

設置主体		施設の種類	安定型	管理型	遮断型	計
排出事業者 (民間)	施設数	12	1	0	13	
	面積(m ²)	144,350	5,999	0	150,349	
	容積(m ³)	1,080,054	3,312	0	1,083,366	
	残容積(m ³)	5,935	1,887	0	7,822	
処理業者 (民間)	施設数	7	0	0	7	
	面積(m ²)	36,411	0	0	36,411	
	容積(m ³)	230,912	0	0	230,912	
	残容積(m ³)	94,001	0	0	94,001	
公 共	排出事業者	施設数	1	1	0	2
		面積(m ²)	21,756	1,943	0	23,699
		容積(m ³)	52,044	7,394	0	59,438
		残容積(m ³)	22,706	0	0	22,706
	処理業者	施設数	0	2	0	2
		面積(m ²)	0	118,718	0	118,718
		容積(m ³)	0	1,515,127	0	1,515,127
		残容積(m ³)	0	1,226,280	0	1,226,280
公 共 計	施設数	1	3	0	4	
	面積(m ²)	21,756	120,661	0	142,417	
	容積(m ³)	52,044	1,522,521	0	1,574,565	
	残容積(m ³)	22,706	1,226,280	0	1,248,986	
計	施設数	20	4	0	24	
	面積(m ²)	202,516	126,660	0	329,176	
	容積(m ³)	1,363,010	1,525,833	0	2,888,843	
	残容積(m ³)	122,642	1,228,167	0	1,350,809	

表－26 処理施設の新規設置許可件数(平成21年度)

	新規設置許可件数
中間処理施設	4件 (内訳) 廃プラスチック類の破碎施設 2施設 がれき類の破碎施設 2施設
最終処分場	0件

5 公共関与による産業廃棄物処理事業

公共が関与した産業廃棄物処理事業主体としては、平成 23 年 11 月に(財)大津市産業廃棄物処理公社が解散したため、現在は(財)滋賀県環境事業公社のみとなっています。

また、(財)滋賀県環境事業公社については、新しい管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の整備に取り組み、平成 20 年 10 月 30 日に供用開始しました。

表－２７ 公共関与による産業廃棄物処理事業の概要（平成 23 年 12 月末現在）

事業主体の名称	財団法人 滋賀県環境事業公社
所在地	甲賀市甲賀町神 645 番地 Tel0748-88-9191
施設の名称および所在地	クリーンセンター滋賀 甲賀市甲賀町神 645 番地
出資団体および出資金額の内訳	事業者 27,700 千円 基本財産 55,700 千円 県 18,000 千円 市町 10,000 千円
設立年月日	昭和 57 年 12 月 16 日
事業開始	平成 20 年 10 月 30 日
事業内容	埋立処分（管理型） 埋立面積：98,000m ² 全体埋立容量：1,300,000m ³
受入廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、建設系混合廃棄物、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物

6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況

PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等を保管する事業者については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）第3条の規定により、自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないと定められているとともに、同法第8条の規定により、毎年度、その保管・使用状況等に関して都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長）に届出書を提出することを義務づけられています。

平成18年から平成21年の年度末における、PCB廃棄物の保管等の状況について事業者から本県に対し届け出られたものは、表-28、29のとおりです。

なお、大津市が平成21年度に中核市となったことから同市管内の事業者からの平成21年度（平成20年度末実績）以降の保管状況等の届け出は、同市になされることとなりました。

これらPCB廃棄物については、関係法令の他、滋賀県が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、平成28年度までにその全量の適正処理を行います。

表-28 PCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)
高圧トランス	63	232	70	306	64	310	72	333
高圧コンデンサ	725	3,450	727	3,506	600	2,825	531	2,718
低圧トランス	10	49	9	21	9	24	10	25
低圧コンデンサ	106	13,974	110	13,366	76	10,637	74	10,660
柱上トランス	1	2	1	1	0	0	0	0
安定器	160	90,134	163	87,510	124	56,287	128	56,499

※平成20年度末からは大津市内を含んでいません。

表-29 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況

廃棄物の種類	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)
高圧トランス	17	68	17	51	25	69	20	48
高圧コンデンサ	90	215	78	192	59	158	51	151
低圧トランス	1	1	1	1	1	1	2	2
低圧コンデンサ	6	406	3	18	2	17	2	17
柱上トランス ※	0	0	0	0	0	0	0	0
安定器	10	612	11	941	8	535	8	553

※平成20年度末からは大津市内を含んでいません。

7 監視指導等の状況

「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（平成 21 年滋賀県告示第 77 号）に基づき平成 22 年度に行った事業所等に対する立入調査は 434 件、法に基づく行政処分は、12 件でした。

また、平成 22 年における廃棄物処理法違反による検挙件数は 87 件、検挙者数は 97 人でした。

表－30 立入検査の件数

	件数	
	平成21年度	平成22年度
立入対象施設数	376	387
立入施設数	376	387
立入施設延べ数	405	434

表－31 行政処分等の件数(平成 22 年度)

行政処分等	件数
改善命令	0
措置命令	0
処理施設使用停止命令	0
処理業許可停止命令	0
処理業許可取消	11
処理業不許可	1
指導票交付	47

表－32 廃棄物処理法違反による検挙件数等の推移

	平成12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
検挙件数(件)	65	94	119	87	90	88	81	83	82	105	84
検挙者数(人)	79	87	118	63	89	104	106	104	102	127	97

検挙件数は、年単位での集計になっています。

四方 果林さん（近江八幡市立安土中学校3年）の作品

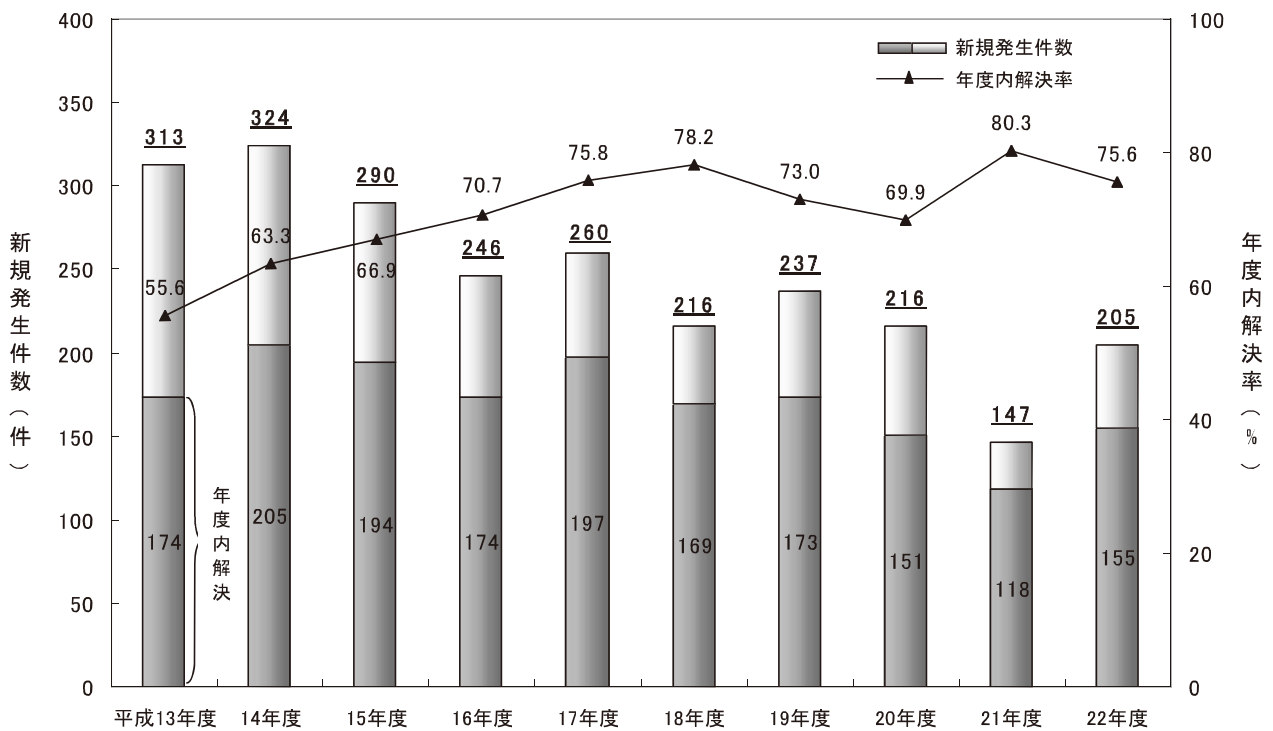


8 不法投棄等の状況

滋賀県における産業廃棄物の不法投棄事案の特徴としては、監視等の効果もあって、大規模な事案は少なくなっているものの、比較的小規模で人目につかないところに不法投棄する事案が増えており、巧妙化しています。

産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数の推移は、図-27 のとおりで、平成 14 年度の 324 件をピークに減少傾向を示してはいましたが、平成 22 年度では 205 件となっています。

図-28 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移



9 不法投棄対策

不法投棄や不適正処理が発生すると、地域社会の生活環境への影響が大きく、また、発見が遅れると、その是正には長い時間と多額の費用、多大な労力が必要になります。

そのため、県では、不法投棄等の未然防止とともに、早期発見・早期対応を重視し、不法投棄監視指導員を配置して定期パトロールや休日パトロール、早朝・夜間に対応するため民間警備会社への委託パトロール、監視カメラの活用やヘリコプターによるスカイパトロール、警察と連携した監視取締、近隣府県との共同による路上取締などを実施しています。

さらに、このような行政による監視活動に加えて、地域住民の方々による監視パトロール隊や郵便局・農業協同組合・森林組合・トラック協会などの事業者の方々の協力を得るなど、監視体制の強化を進めています。

(1) 地域ごみ対策会議不法投棄対策部会運営事業

産業廃棄物等の不法投棄事案に、迅速・的確かつ厳正に対処するとともに、これらの不法投棄の未然防止を図るため、各環境・総合事務所管内ごとに、地域ごみ対策会議不法投棄対策部会を設置しています。

当部会では、構成員である県関係機関・市町・警察が連携を強化し、一体となって不法投棄事案に対処するとともに、不法投棄等に係る総合的かつ効果的な対策等を講じるため、各地域の部会運営を積極的に推進しています。

(2) 不法投棄防止強調月間事業

平成6年度から「不法投棄防止強調月間」を定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する意識を県民に集中的に喚起するなどして、廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、地域における廃棄物の不法投棄に対しても、関係部局、機関の協調のもとに集中的な監視パトロールを展開するなどして、その根絶に向けた取り組みを行っています。

●啓発活動

- ・ 広報車による啓発
- ・ パンフレットによる啓発
- ・ 立て看板による啓発

●監視指導活動

- ・ 地域ごみ対策会議不法投棄対策部会構成員合同でのパトロール
- ・ 産業廃棄物運搬車両の路上検査
- ・ 工事現場立入による産業廃棄物適正処理指導

(3) 地域協同原状回復事業

地域住民のパトロール隊等が発見した行為者等不明の不法投棄された産業廃棄物を地域住民が主体となって、(社)滋賀県産業廃棄物協会、市町・県が協働して撤去、原状回復を図ります。

(4) その他の事業

- ・ 監視パトロール（平日・休日）
- ・ 不法投棄・不適正保管・野外焼却の指導・取締り
- ・ 民間警備会社への監視パトロール委託（休日・早朝・夜間）
- ・ スカイパトロール（ヘリコプターによる上空からの監視）
- ・ 郵便局・森林組合等の協力による不法投棄監視

滋賀県の廃棄物

平成 24 年 3 月発行

編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL (077) 528-3472

FAX (077) 528-4845

